インド特許法の基礎(第37回)

~審決・判例(3)~

河野特許事務所 弁理士 安田 恵

1. ACCENTURE GLOBAL SERVICE GMBH Vs. THE ASSISTANT CONTROLLER OF PATENTS & DESIGNS他

【事件番号】 OA/22/2009/PT/DEL

【審決日】 2012年12月28日

【出願番号】 1398/DELNP/2003

【関連条文】 第3条 (k) 1

【キーワード】 コンピュータプログラムそれ自体

【ポイント】 削除補正された方法クレームに言及してシステムクレームの特許性を評価し、「新規機能を実現するハードウェアは、実現される機能にかかわらず、特定のハードウェアが既知又は自明である場合、特許されない」とする審査標準に依拠する特許庁の判断は根拠薄弱な前提に基づくものであり、論理性及び妥当性からかけ離れたものである。

2. 事実関係

(1) 手続きの経緯

出願人は、米国特許出願(特願番号US60/270,163、優先日2001年2月22日)に基づいて国際出願を行い(PCT/US02/04964)、本出願は、発明の名称を「遠隔地開発者によるインターネットアプリケーションを構成するための分散開発環境(DISTRIBUTED DEVELOPMENT ENVIRONMENT FOR BUILDING INTERNET APPLICATIONS BY DEVELOPERS AT REMOTE LOCATIONS)」として、2003年9月1日、インドへ国内移行された。本件出願には、システムクレーム(請求項1-18)、装置クレーム(請求項19)、方法クレーム(請求項20)及びオムニバス形式クレーム(請求項21、22)が含まれていたが、システムクレーム以外は審査請求前に削除された。

特許庁長官は、2008年1月29日付け最初の審査報告において、本件発明が第3条(k)に該当するとした。これに対して出願人は、クレームを補正し、補正後クレームがハードウェアモジュールであるDASP、ハードウェア及びソフトウェアを統合したHPEを備えることから、本件発明

¹ 第3条 発明でないもの

次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

⁽k) 数学的若しくは営業の方法、又はコンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズム